

静岡市規則第9号

静岡市中勤助文学記念館の管理に関する規則をここに制定する。

平成29年3月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市中勤助文学記念館の管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市が静岡市葵区新聞地内に設置する静岡市中勤助文学記念館（以下「記念館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 記念館の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。）
- (2) 休日の翌日（当日が土曜日又は日曜日に当たる場合を除く。）
- (3) 12月26日から翌年の1月5日までの日

(入館の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、記念館への入館を拒否し、又は記念館からの退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 記念館の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。

(入館者の遵守事項)

第5条 記念館の入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
- (2) 喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をしないこと。

- (4) 記念館の施設、備品、樹木等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が記念館の管理上支障があると認める行為をしないこと。

(和室の使用承諾)

第6条 記念館の施設のうち母屋の和室（以下「和室」という。）は、記念館の魅力の発信及び来館者の誘引並びに地域文化の振興に資すると市長が認める場合に限り、市長の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の規定による市長の承諾を受けようとする者は、和室を使用しようとする日（以下「使用日」という。）の前6月に当たる日から使用日の前2週間に当たる日までの間に中勤助文学記念館使用承諾申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、使用日の前6月に当たる日前においてもこれを提出することができる。
- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは中勤助文学記念館使用承諾書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により使用を承諾する場合において、管理上必要な条件を付すことができる。

(和室の使用区分)

第7条 前条第1項の規定による和室の使用は、次の区分によるものとする。

| 区分 | 使用時間 |
|----|------------------|
| 午前 | 午前10時から正午まで |
| 午後 | 午後1時から午後4時45分まで |
| 全日 | 午前10時から午後4時45分まで |

- 2 市長は、第2条本文及び前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、午後5時から午後9時まで和室を使用させることができる。

(使用者の遵守事項)

第8条 第6条第3項の規定により、和室の使用の承諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 第5条各号に掲げる事項
- (2) 使用に当たっては、第6条第3項に規定する承諾書を携帯すること。
- (3) 市長の承諾を受けないで使用目的を変更し、又は使用の権利を第三者に譲渡し、若しく

は転貸しないこと。

(4) 市長の承諾を受けないで記念館に特別の設備をし、印刷物を掲示し、又は設備に変更を加えないこと。

(5) 使用を終わったときは、直ちに備品等を所定の場所に戻し、原状に復すること。

(使用承諾の取消し)

第9条 市長は、使用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、和室の使用の承諾を取り消すことができる。

(1) 使用者がこの規則に違反したとき。

(2) 使用者が第6条第4項の規定による条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

(損害賠償の義務)

第10条 記念館の施設、附帯設備、展示物、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

中勤助文学記念館使用承諾申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 { 法人にあつては、その主
たる事務所の所在地 }

申請者 氏 名 { 法人にあつては、その名
称及び代表者の氏名 }

電 話

静岡市中勤助文学記念館の管理に関する規則第 6 条第 2 項の規定により、静岡市中勤助文学記念館の使用の承諾を受けたいので、次のとおり申請します。

| | |
|--------|--------------|
| 使用する施設 | |
| 使用目的 | |
| 使用予定人数 | 人 |
| 使用日 | 年 月 日 (曜日) |
| 使用区分 | 午前 ・ 午後 ・ 全日 |
| 備考 | |

(注)申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第2号(第6条関係)

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

中勘助文学記念館使用承諾書

年 月 日付けで申請のあった静岡市中勘助文学記念館の使用については、次のとおり承諾します。

| | |
|--------|--------------|
| 使用する施設 | |
| 使用目的 | |
| 使用予定人数 | 人 |
| 使用日 | 年 月 日 (曜日) |
| 使用区分 | 午前 ・ 午後 ・ 全日 |
| 備考 | |

使用条件（注意事項）

- (1) 使用者は施設管理者の指示に従うこと。
- (2) 使用者は他の見学者に配慮すること。
- (3) 建物等について使用者は大切に使用すること。
- (4) 使用者は、家具、展示物等移動する場合、あるいは備品等を使用する場合は、施設管理者に申し出ること。また、使用後に原状に復すること。
- (5) 使用者は、使用物件を常に善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (6) 使用者は、使用物件を指定する用途以外に使用しないこと。
- (7) 使用者は使用する権利を第三者に譲渡し、又は当該使用物件を第三者に転貸ししないこと。
- (8) 使用期間中であっても、本市において使用物件を公用若しくは公共用に使用するため必要とするとき、又は使用者が承諾条件に違反したときは、使用承諾を取り消し又は変更することがあること。この場合において、使用者に損害が生じても市はその補償をしないこと。
- (9) 使用者は、使用期間が満了したとき、又は期間中に使用を廃止したとき若しくは使用許可を取り消されたときは、自己の負担により使用物件を原状に復して返還しなければならないこと。ただし、使用者が原状回復の義務を履行しないときは、市長は使用者の負担でこれを行うことができ、使用者はなんらの異議を申し立てることができないこと。
- (10) 使用者は、その責めに帰する理由により、使用物件の全部若しくは一部を損傷し、又は滅失したときは、その損害額を賠償しなければならないこと。ただし、使用物件を原状に復したときは、この限りでない。
- (11) 市長は、使用物件について随時に実地調査し、又は使用の報告を求め、使用に関し指示することができること。
- (12) 承諾に関し疑義があるときその他物件の使用について疑義を生じたときは、全て市長の決定によるものとする。